

# 写真付き住民基本台帳カードを作riませんか ~~身分証明書としても使えます~~

住民課 内線321~323

個人情報保護・なりすまし防止を図るため、住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正が施行されたことに伴い、住民票の写しや戸籍謄・抄本を請求する場合など行政窓口での本人確認を厳格化しています。



写真付カード

運転免許証を自主返納されて運転経歴証明書をお持ちの方でも、発行後6か月経過後には銀行などにおける本人確認書類として用いることができなくなります。写真付き住民基本台帳カード（住基カード）を作られてはいかがでしょうか。公的な身分証明書として利用でき、金融機関や役場窓口などでの申請時に持っているといへん便利です。

住基カードは高度な安全確保機能を持つICカードで、ご本人からの申請に基づき役場で発行しています。

## 〔住基カードを身分証明書として利用できる例〕

- ・金融機関の窓口で10万円を超える振込みをするとき
  - ・銀行などで口座を開設するとき
  - ・パスポートの申請をするとき
  - ・郵便局窓口で書留郵便を受け取る時
  - ・携帯電話を新規購入するとき
  - ・住民票の写しや戸籍謄・抄本を請求するとき
  - ・戸籍の届出や転入、転出などの届出をするとき
- このほかにも各窓口で手続きの際に必要なことがあります。

住基カードは、住民課の窓口で申請できます。必要な書類などがそろっていればその場で受け取れます。手数料は500円です。

なお、電子申告などに使用する電子証明書も住基カードに格納することもできます。

詳しくは、住民課へお問い合わせください。

# 電子証明書を取得して、e-Taxを利用しませんか

住民課 内線321~323

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成21年3月16日までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）で行う場合、所得税額から最高5,000円（その年分の所得税額を限度とします。）の控除を受けることができます。

（平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。）

このe-Taxを利用するには、電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出などの行政サービスを受けるために利用するもので、都道府県・市区町村からは個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書が発行されています。確定申告時期が近づくと、電子証明書の発行の際に市区町村の窓口が混雑しますので、電子証明書の取得はお早めをお願いします。

電子証明書を利用するためのパソコンの設定が昨

年よりも簡単になりました。ぜひご利用ください。

## 電子証明書の取得方法

住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書などを提出してください。（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要）本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書をご持参ください。

## 電子証明書の他に準備していただくもの

「公的個人認証サービス」の電子証明書は住基カードの中に入れますので、ICカードリーダーライターという住基カードの情報を読み取るための装置をご準備ください。

ICカードリーダーライターは家電量販店やインターネット販売で購入できます。

（参考価格：2,500~4,000円程度。カードの種類により異なります。）

■詳しい情報については、次のホームページをご覧ください。

【住基カード】<http://juki-card.com/index.html>

【電子証明書（公的個人認証サービス）】<http://www.jpki.go.jp/index.html>

【ICカードリーダーライター】<http://www.jpki-rw.jp/>

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

【e-Tax確定申告特集ページ】<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>

■住基カード、電子証明書の取得方法の詳細については、住民課の窓口にお問い合わせください。